

重要事項説明書

〔通所介護サービス及び総合事業通所型サービス〕

厚生省令第37号第109条に基づき、利用者（以下「甲」という）又は利用者の家族（以下「甲’」という）に対し、当事業者（以下「乙」という）が提供する通所介護サービス及び総合事業通所型サービスの提供開始にあたり、説明すべき事項は次の通りです。

1 事業者概要

事業者の名称	社会福祉法人 御殿場市社会福祉協議会
法人所在地	静岡県御殿場市萩原988-1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	会長 三井 米木
電話番号	0550-70-6801

2 ご利用事業所

施設の名称	デイサービスセンター すまいる
施設の所在地	静岡県御殿場市萩原988-1
指定番号	静岡2271200061
電話番号	0550-70-6807
FAX番号	0550-89-5500
通常の事業の実施区域	御殿場市

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。
施設運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1. 本事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に個別サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。3. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。4. 適切な介護技術をもってサービスを提供します。5. 常に提供したサービスの質の管理、評価を行います。6. ケアプランが作成されている場合は、当該計画に沿った通所サービスを提供します。

4 設備の概要

デイサービスセンター すまいる (御殿場市民交流センター施設内)

建物	構造	鉄骨造2階建 地下1階
	延べ床面積	377.4㎡
	利用定員	40名

(1) 主な設備

設備の種類	面積	備考
機能訓練、食堂、静養室	195.1㎡	ホール含む
浴室、脱衣室、トイレ	119.8㎡	機械浴装置あり
相談室、事務室	13.3㎡	
その他	49.2㎡	厨房、倉庫、更衣室他

5 職員体制 (主な職員 令和8年6月1日現在)

従業員の種類	員数	区分				保有資格
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
生活相談員	5		4			介護福祉士等
介護職員	12	2	4	6		介護福祉士等
看護職員	4		2		2	看護師
機能訓練指導員	4		2		2	看護師
事務職員他	3		1	2		運転手・事務員等

6 営業日及びご利用の予約

営業日	毎日 (ただし、12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時15分～午後5時00分
サービス提供時間	午前9時10分～午後4時15分 (7時間5分) (天候、交通事情、災害等により時間変更及び中止になる場合があります。)
利用の方法	居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等ケアマネジメント事業所の作成したケアプランによります。

7 通所介護サービスの内容

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
日常生活上の援助	利用者の日常生活能力に応じて、必要な介助を行います。 ① 排せつの介助②移動の介助 ③養護（休養）④その他の必要な身体介助
健康状態の確認	看護職員による血圧測定、検温、健康相談をします。
機能訓練サービス	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供します。 ①日常生活動作に関する訓練②レクリエーション ③グループワーク④行事的活動⑤体操⑥趣味活動⑦歌 機能訓練指導員（看護師）による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。
送迎サービス	障害の程度、地理的条件により送迎を必要とする利用者については、専用車両により送迎を行います。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行います。
入浴サービス	居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します。 ・入浴形態 ①一般浴槽による入浴②特殊浴槽による入浴 ③個別浴槽による入浴 ・介助の種類 ①衣類着脱②身体の清拭③その他必要な介助
食事サービス	①準備、後始末の介助②食事摂取の介助 ③利用者の状況に応じた調理④その他必要な食事の介助
口腔機能向上サービス	口腔機能が低下している利用者に対して、口腔機能の向上を目的として、個別に行う口腔清掃指導等を行います。
相談助言等に関すること	利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を地域包括支援センターと連携を取りながら行います。 ①日常生活動作に関する訓練の相談、助言 ②福祉用具の利用法の相談、助言 ③住宅改修に関する情報提供 ④その他必要な相談、助言

(2) 介護保険給付外サービス

種類	内容	利用料
食 材 の 提 供	外注の昼食（弁当）及び緑茶等の飲料を提供します。	自己負担 850 円
お む つ 代	施設のものを利用者の必要により提供した場合。	実 費
そ の 他 の 費 用	日常生活においても通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。	実 費

8 虐待の防止に関する措置

- (1) 本事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。
 - (ア) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (イ) 虐待防止のための指針を整備します。
 - (ウ) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - (エ) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当を配置します。

9 身体拘束等の禁止及び身体拘束等を行う場合の取り扱い。

本事業所は、サービス提供にあたり、お客様又は他のお客様の生命又は身体を保護するため緊急、やむを得ない場合を除き、身体拘束その他お客様の行動を制限する行為は行わないものとします。

10 業務継続計画の策定等

- (1) 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する本サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 本事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 ハラスメント対策

本事業所は、適切な本サービスの提供を確保する観点から現場において行われる性的な言動または優越な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境ががらされることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じます。

12 第三者評価の実施状況

実施の有無	無	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

13 苦情申立窓口

ご不満、改善、提言等がある場合は、直接サービス提供従事者（デイサービス職員）、または御殿場市社会福祉協議会の苦情受付担当まで、ご遠慮なく申し出てください。

受け付けた事項については苦情解決責任者に報告し、解決に向けて検討を行い迅速に対処いたします。

また、苦情解決第三者委員を交え、サービス利用者ご本人（ご家族も含む）と苦情解決責任者との話し合いも可能です。

相談窓口	(通所介護) ご利用時間 平日 午前8:15～午後5:00
------	----------------------------------

	土日 午前8:15～午後5:00 ご利用方法 電話 0550-70-6807 面接 通所介護担当 小澤 孝宏 (御殿場市社会福祉協議会) ご利用時間 平日 午前8:30～午後5:15 ご利用方法 電話 0550-70-6801 面接 御殿場市社会福祉協議会相談員
御殿場市役所 長寿福祉課	ご利用時間 平日 午前8:15～午後5:15 ご利用方法 電話 0550-82-4134 面接 長寿福祉課窓口
静岡県国民健康保険 団体連合会	ご利用時間 平日 午前9:00～午後5:00 ご利用方法 電話 054-253-5590 面接 苦情申し立て窓口 文書 静岡市葵区春日2丁目4番34号

14 緊急時の対応

主治医	
所在地	
電話番号	

連絡者情報

	第1連絡先	第2連絡先
氏名(続柄)	()	()
居住先、勤務先等		
電話番号		

15 非常災害時の対応

非常時の対応	別に定める「御殿場市民交流センター消防計画」により対応します。
--------	---------------------------------

16 事故発生時の対応

事故発生時の対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 2. 本事業所は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。 3. 本事業所は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に被害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、本事業所の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。
----------	---

17 当施設ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
----------	---

喫煙・飲酒	喫煙は所定の場所でおねがいします。飲酒は禁止とし、送迎時に飲酒を認めた場合には利用をお断りします。
迷惑行為等	騒音等により、他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに御殿場市社会福祉協議会施設の居室等へは立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	利用時の所持物品は必要最低限にしてください。不用物品の持込による紛失等に関しての責任は負いかねます。
現金等の管理	利用料以外の現金を持参される方は、同意書に必ず署名をお願い致します。紛失した場合の責任は負いかねます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物等の飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。

<以下余白>

令和 年 月 日

本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けたうえで、通所介護サービス及び総合事業通所型サービスの提供開始に同意します。

(甲) 利用者

住 所 御殿場市 _____

氏 名 _____ 印

(甲') 利用者の家族

住 所 _____

氏 名 _____ 印

当事業者は、甲に対する通所介護サービス及び総合事業通所型サービスの提供に当たり、甲又は甲' に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

(乙) 〒412-0042 静岡県御殿場市萩原 9 8 8 - 1
社会福祉法人 御殿場市社会福祉協議会
デイサービスセンター すまいる

氏名 _____ 印

(重要事項説明書 別表)

令和8年6月1日現在

1. 通所介護サービス（要介護1～5）

サービス利用料の目安（7時間以上8時間未満の利用）（日額）

	単位数	利用料（1割）	利用料（2割）	利用料（3割）
要介護1	658単位	668円	1,335円	2,002円
要介護2	777単位	788円	1,576円	2,364円
要介護3	900単位	913円	1,825円	2,738円
要介護4	1,023単位	1,037円	2,075円	3,112円
要介護5	1,148単位	1,164円	2,328円	3,492円

※7時間未満のご利用の場合は、ご利用の時間区分に合わせた単位で算定いたします。

加算関係

	単位数	利用料（1割）	利用料（2割）	利用料（3割）
サービス提供体制加算Ⅰ	22単位	22円	44円	66円
入浴介助加算（該当者のみ）	40単位	40円	81円	121円
科学的介護推進体制加算	40単位	40円	81円	121円
個別機能訓練加算（※1）	56単位	57円	113円	171円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰイ）	所定の単位数にサービス別加算率（11.1%）を乗じた単位数			

※御殿場市は地域区分が『7級地』であるため、単位数に10.14円を乗じた金額が料金となります。

※上記の料金は1回利用あたりの目安を表示したものです。1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理により、差異が生じる場合があります。

※1 個別機能訓練加算を算定する場合は、利用者又は家族に説明し、同意を得た場合算定いたします。

2. 総合事業通所型サービス（事業対象者・要支援1～2）

サービス利用料の目安（月額）

	単位数	利用料（1割）	利用料（2割）	利用料（3割）
事業対象者・要支援1	1,798単位	1,823円	3,646円	5,470円
要支援2	3,621単位	3,672円	7,343円	11,015円

加算関係

		単位数	利用料（1割）	利用料（2割）	利用料（3割）
サービス提供体制加算（Ⅰ）	事業対象者・支援1	88単位	89円	178円	267円
	支援2	176単位	178円	356円	535円
科学的介護推進体制加算		40単位	40円	81円	121円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		所定の単位数にサービス別加算率（11.1%）を乗じた単位数			

3. 介護保険給付対象とならないサービス料金…全額利用者様負担となります。

昼食・おやつ・飲料代（日額）	850円
----------------	------